

一般電気事業供給約款料金審査要領

平成 24 年 3 月 30 日

資源エネルギー庁

< 目 次 >

第1章 総則	1
第2章 「原価等の算定」に関する審査	2
第1節 営業費	2
第2節 事業報酬	3
第3節 控除項目	4
第4節 比較査定	4
第3章 効率化努力目標額の算定等	5
第1節 比較指標	5
第2節 点数評価の方法及び分類方法	8
第3節 効率化努力目標額の算定	8
第4節 効率化努力目標額の取扱い	9
第4章 「料金の計算」に関する事項	9
第1節 「定率又は定額」に関する審査	9
第2節 「不当な差別的取扱い」に関する審査	9
第5章 他の制度との関係に関する審査	9
第1節 選択約款との関係に関する審査	9
第2節 一般電気事業部門別収支計算規則との関係に関する審査	10
附 則	10

一般電気事業供給約款料金審査要領

第1章 総則

1. 基本方針

電気事業法（以下「法」という。）第19条第1項に定める供給約款の認可に当たっては、この要領に従って審査を行うものとする。

- (1) この審査に当たっては、認可の申請がなされた供給約款料金が、一般電気事業供給約款料金算定規則（以下、「算定規則」という。）に則って算定されていることを前提とする。
- (2) 算定規則第2条における「電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）」の算定については、一般電気事業者（以下「事業者」という。）が申請した原価等について、その適正性を審査した上、当該申請を行った事業者（以下「申請事業者」という。）及び他の事業者が認可を受け又は届け出た原価等を勘案して、経営効率化努力の度合いを相対比較することにより審査を行うものとする。
- (3) 算定規則における「料金の算定」（算定規則第2章第2節）については、料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められ、かつ、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものとならないよう、審査を行うものとする。
- (4) これらの審査の結果については、申請事業者に対して指摘するものとする。
- (5) この指摘を踏まえ、申請事業者が申請を適正に補正したと認められる場合の当該申請に係る料金は、法第19条第2項の認可要件に適合していると認められるものとする。

2. 用語の意義

この要領において使用する用語は、法及び電気事業法施行規則、電気事業会計規則、算定規則において使用する用語の例による。

3. 原価算定期間

算定規則第2条における原価算定期間については、原則として3年間とする。ただし、原価の見通しが極めて困難な事情がある場合には、原価算定期間を1年とすることも認める。

第2章 「原価等の算定」に関する審査

法第19条第2項第1号に定める「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。」についての審査は、以下の観点から行うこととする。

第1節 営業費

算定規則第3条に基づいて申請事業者が算定した営業費については、営業費項目ごとに、料金認可時に原価として認めることが適当であるか否か、また、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書（平成24年3月）」で提示された料金認可時の査定方針を踏まえ、次のとおり審査するものとする。

1. 人件費（基準賃金及び賞与等）については、「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、鉄道事業等類似の公益企業の平均値とも比較しつつ査定を行う。その際、地域間の賃金水準の差についても考慮する。役員給与や福利厚生費についても、同様の考え方を適用する。
2. 燃料費、購入電力料については、原価算定期間内に契約が満了するものについて、燃料においては共同調達の実施等、購入電力料においては卸電力取引所からの調達や入札等の努力を求め、その取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。
3. 修繕費については、事業者各社一律に設定するのではなく、各社ごとに、過去実績を元にした基準（帳簿原価に占める修繕費の割合である修繕費率等）等をメルクマールとして設定する。査定時には、効率化努力と併せて、今後想定される投資の増加に対する事業者の取組を個別に考慮する。
4. 設備関係費（減価償却費、固定資産除却費）については、経営効率化を評価するに当たっては、事業者一律の基準を設けることなく、個別に査定を行う。設備の調達等に当たり、複数の調達先があるものについては、入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものについては、例えば、一定の基準等で原価を査定する。火力発電所を新設・増設・リプレースする場合に入札を行わずに自社で建設する場合には、入札された場合に想定される価格低減効果等を基準に査定する。個別査定を行うことに伴い、第4節に定める比較査定の対象から外す。
5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から個別査定を行う項目を可能な限り拡大する。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準、過去の類似事例の入札実績等を基準に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施すること

により、経営効率化を原価に反映させる。

- (1) 普及開発関係費については、インターネットやパンフレット等を利用した電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供については、原価に算入することを認める。オール電化関連の費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。PR館等の費用については、販売促進に係る応分の費用については、原価への算入を認めない。ただし、原価への算入を認めないとする費用であっても、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。
 - (2) 寄付金については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。
 - (3) 団体費については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。
 - (4) 研究費における一括分担金のように、事業者間で販売電力収入等一定の比率により各社の負担額が定まるものについては、個別の研究内容を確認できず査定が行えない場合には、原価算入を認めない。
6. 電力会社間の同種の設備と比較して、著しく低い稼働率となっている設備に係る減価償却費等の営業費については、正当な理由がある場合を除き原価算入を認めない。
 7. その他電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）については、原価算入を認めない。

第2節 事業報酬

算定規則第4条に基づいて申請事業者が算定した事業報酬については、以下の観点から、適正性の審査を行うこととする。

1. レートベース

算定規則第4条第3項のそれぞれの項目の適正性を審査するものとする。具体的には、各項目の額が営業費の算定との関係において整合的であるか否か、特定投資において「電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められ」るか否か等につき審査するものとする。

供給設備については、デマンド・レスポンス（需給調整契約を含む）等を踏まえた需要見通しを前提にした設備に限定し、長期停止発電設備については、原価算定期間内に緊急時の即時対応性を有すること及び改良工事中などの将来の稼働の確実性等を踏まえてレートベースに算入する。

なお、電力会社間の同種の設備と比較して、正当な理由なく著しく低い稼働率となっている設備については、レートベースから除外する。

2. 報酬率

算定規則第4条第4項により算定されているか否かにつき審査するものとする。

(1) 自己資本報酬率

公に適正と認められ広く公表・認知されている「自己資本利益率」及び「国債、地方債等公社債の利回り」につき、その率が事業者の経営状況を判断するに適切な期間の平均値を用いるものとする。

自己資本報酬率の設定に当たっては、東日本大震災後の状況を勘案しつつ、過大な利益が生じないようにする一方で、資金調達に支障が生じないように、公正報酬といった観点から、適正な事業経営リスクを見極めた上で設定する。

すべての一般電気事業を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率（以下「全産業自己資本利益率」という。）を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率（以下「公社債利回り実績率」という。）を下限として以下の算式により各年度ごとに算定した値の一般電気事業の経営状況を判断するに適切な期間の平均（全産業自己資本利益率が公社債利回り実績率を下回る場合には公社債利回り実績率）。

自己資本報酬率 = $(1 - \beta) \times \text{公社債利回り実績率} + \beta \times \text{全産業自己資本利益率}$

β 値：一般電気事業の事業経営リスク、市場全体の株式価格が1%上昇するときの一般電気事業の株式の平均上昇率

β 値 = 一般電気事業の収益率と株式市場の収益率との共分散 / 株式市場の収益率の分散

(2) 他人資本報酬率

当面は直近1年間の有価証券報告書上公表されている各事業者の有利子負債利率を用いるものとする。

第3節 控除項目

算定規則第5条に基づいて申請事業者が算定した控除項目については、その項目ごとに、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき審査するものとする。

第4節 比較査定

1. 申請事業者が申請した原価等について、第1節に定めるところにより、適正性を審査した上、申請事業者及び他の事業者が認可を受け又は届け出た原価等を勘案して経営効率化努力の度合いを相対比較することにより審査を行い、次章第1節から第3節に定める方法に基づき効率化努力目標額を算定するものとする。
2. 上記1.の規定により算定した効率化努力目標額については、次章第4節に定めるとこ

ろにより、申請事業者が申請を補正した場合に当該補正後の原価等は「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」と認められるものとする。

第3章 効率化努力目標額の算定等

第1節 比較指標

経営効率化努力の度合いの事業者間の相対比較は、一般経費（営業費のうち、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、廃棄物処理費、消耗品費、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費（排出クレジットの自社使用に係る償却額を除く。）、電気料貸倒損、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）及び電力費振替勘定（貸方）の原価をいう。以下同じ。）を算定規則第6条第1項第1号から第4号までの部門（以下「電源部門」という。）及び同項第5号から第9号までの部門等（以下「非電源部門」という。）に区分し、この電源部門及び非電源部門における比較指標（以下「単価」という。）の水準及び変化率を用いて、次に定めるところにより行うものとする。

その際、各事業者の特定融通契約及び振替供給契約や離島に関する地域特性による補正（以下「個別補正」という。）、需要密度及び需要構成等の地域特性による補正（以下「地域補正」という。）を必要に応じ適宜実施し、公正な競争条件となるよう措置することとする。

1. 個別補正及び地域補正

(1) 個別補正

一般経費における補正は、電源部門及び非電源部門に区分した上で、それぞれ次により行うものとする。

- ① 特定融通契約及び振替供給契約（全国融通に係るものを除く。）の対象となっている経費を控除することとする。
- ② 沖縄電力株式会社については、その対象を本島に係るもののみとすることとする。

(2) 地域補正

非電源部門における一般経費について、個別補正を行った後、需要密度、需要構成等の地域特性を勘案し、次の指標を用いた統計分析に基づいて算定した地域補正係数を基に単価を補正することとする。

- (イ) 契約一口当たり需要電力量
- (ロ) 人口集中地域の比率
- (ハ) 高圧以下の需要の比率

2. 比較指標

(1) 申請事業者

効率化努力目標額を算定するための単価の水準及び変化率は以下のとおりとする。なお、算定式中「一般経費（電源部門又は非電源部門）」については、一般経費を電源部門及び非電源部門に区分した上で、それぞれ算定するものとする。

① 単価の水準

原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／原価算定期間中の販売電力量×地域補正係数（※）

（※）地域補正係数を乗じるのは、一般経費の非電源部門のみ。

② 単価の変化率

原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／原価算定期間中の販売電力量÷直近の認可を受けた供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／直近の認可を受けた供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量

ただし、原価算定期間の初日から過去3年間（以下「基準比較期間」という。）において認可を受けた供給約款料金が適用されていない場合は、以下のとおりとする。

原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／原価算定期間中の販売電力量÷直近の届出を行った供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／直近の届出を行った供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量

(2) 申請事業者と比較される事業者（以下「比較事業者」という。）

単価の水準及び変化率は以下のとおりとする。なお、算定式中「一般経費（電源部門又は非電源部門）」については、一般経費の電源部門、非電源部門ごとに区分し、それぞれ算定するものとする。

① 単価の水準

申請事業者が申請する供給約款料金が実施される時点において適用される比較事業者の供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／申請事業者が申請する供給約款料金が実施される時点において適用される比較事業者の供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量×地域補正係数（※）

（※）地域補正係数を乗じるのは、一般経費の非電源部門のみ。

② 単価の変化率

申請事業者が申請する供給約款料金が実施される時点において適用される比較事業者の供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／申請事業者が申請する供給約款料金が実施される時点において適用される比較事業者の供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量÷申請事業者が直近に認可を受けた供給約款料金が実施された時点において適用された比較事業者の供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／申請事業者が直近に認可を受けた供給約款料金が実施された時点において適用された比較事業者の供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量

ただし、次の（イ）から（ハ）の場合については、それぞれに定める方法により算定するものとする。

（イ）基準比較期間の末日（時系列では初日。以下同じ。）において、申請事業者の直近の認可を受けた供給約款料金が適用されている場合

申請事業者が申請する供給約款料金が実施される時点において適用される比較事業者の供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／申請事業者が申請する供給約款料金が実施される時点において適用される比較事業者の供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量÷基準比較期間の末日において適用された比較事業者の供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／基準比較期間の末日において適用された比較事業者の供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量

（ロ）基準比較期間において、申請事業者の直近の認可を受けた供給約款料金が適用されておらず、申請事業者の直近の届出を行った供給約款料金が実施された時点が基準比較期間に含まれる場合

申請事業者が申請する供給約款料金が実施される時点において適用される比較事業者の供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／申請事業者が申請する供給約款料金が実施される時点において適用される比較事業者の供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量÷申請事業者が直近に届出を行った供給約款料金が実施された時点において適用された比較事業者の供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／申請事業者の直近の届出を行った供給約款料金が実施された時点において適用された比較事業者の供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量

(ハ) 基準比較期間において、申請事業者の直近の認可を受けた供給約款料金が適用されておらず、申請事業者の直近の届出を行った供給約款料金が実施された時点が基準比較期間に含まれない場合

申請事業者が申請する供給約款料金が実施される時点において適用される比較事業者の供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／申請事業者が申請する供給約款料金が実施される時点において適用される比較事業者の供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量÷基準比較期間の末日において適用された比較事業者の供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／基準比較期間の末日において適用された比較事業者の供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量

申請事業者が複数の場合において、申請事業者ごとに単価の変化率の算定における申請原価との比較対象となる基準日（以下「起算日」という。）が異なる場合には、各起算日の内、最も直近の時点をすべての申請事業者及び比較事業者において共通の起算日として適用し、単価の変化率を算定するものとする。

第2節 点数評価の方法及び分類方法

事業者間の水準比較及び変化率比較において行う点数評価は、一般経費の電源部門、非電源部門ごとに、水準及び変化率について、それぞれ最上位を100点、最下位を0点とし、その他は比例法で点数化するものとする。

その上で、水準比較と変化率比較で得られた点数を合計し、これに応じて事業者を次の3つのグループに分類する。

区分	区分基準点数
グループⅠ	121点以上200点以下
グループⅡ	79点以上120点以下
グループⅢ	0点以上78点以下

第3節 効率化努力目標額の算定

1. グループごとの効率化努力目標額の算定の考え方は、次のとおりとする。

グループⅠ：0円とする。

グループⅡ：一層の効率化努力を促す観点から査定率を1.5%として、効率化努力目標額を設定する。

グループⅢ：一層の効率化努力を促す観点から査定率を3.0%として、効率化努力目標額を設定する。

2. 申請事業者の効率化努力目標額は、申請事業者が申請した原価等について第2章第1節に定めるところにより、適正性を審査した上の個別補正後の一般経費（電源部門及び非電源部門）の部門ごとの額（他産業等との比較を行ったもの又は入札等を実施するもの又はトップランナー基準や入札見込額等に基づく個別査定を経たものについては除く。）に、上記で設定した査定率を乗じて算定した額の合計とする。

第4節 効率化努力目標額の取扱い

1. 前節により算定された部門ごとの効率化努力目標額を査定額として申請事業者に対して指摘するものとする。
2. この指摘を踏まえた申請事業者の補正については、前節より算定された効率化努力目標額を算定規則第6条第1項第1号から第9号に定める部門毎の一般経費に占める各営業費項目の割合に応じそれぞれ配分した額を、申請原価の各営業費項目から差し引くことによって行われているか否かを審査するものとする。

第4章 「料金の計算」に関する審査

第1節 「定率又は定額」に関する審査

法第19条第2項第2号に定める「供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること」については、あらかじめ料金表等において明確に定められている料金率や計算式をもって、使用量に応じた料金が計算可能であるか否かにつき審査するものとする。

第2節 「不当な差別的取扱い」に関する審査

同項第4号に定める「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」については、算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて一般的に区別を行う場合を除き、すべての需要家に対して平等であるか否かにつき審査するものとする。なお、審査は、3需要種別に整理された原価等を基とした契約種別ごとの料金率の設定について重点的に行うこととする。

第5章 他の制度との関係に関する審査

第1節 選択約款との関係に関する審査

当該認可申請が、法第19条第12項によって届け出られた選択約款による損失を補填するものであるか、外部環境の変化等による原価等の変動によるものかを審査するものとする。

第2節 一般電気事業部門別収支計算規則との関係に関する審査

一般電気事業部門別収支計算規則によって提出された、直近事業年度末の特定規模需要部門に当期純損失が生じており、当該損失を補填することを目的として供給約款料金を引き上げようとする場合は、当該認可申請に係る料金の引き上げを認めないこととする。